

県南広域振興局長告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年7月27日

県南広域振興局長 田村均次

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690028	医療法人社団山岡胃腸科内科医院	訪問看護ステーション おかあさん	北上市本石町二丁目1 番47号	平成24年7月31日